

障がい者になったら 障害年金に該当する可能性があります

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していなく日本に住んでいる）に初診日（障がいの原因となった病気やけがで初めて医療機関にかかった日のこと）のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になった人が受けられる年金です。厚生年金保険に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。

◆受給するための要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

◆障害年金受給後に子が生まれた人にも加算があります

障害基礎年金を受けられる人に、生計を維持されている子がいる場合は年金額に加算があります。年金を受けられるようになったときに子がいなかった場合でも、後に子が生まれて生計を維持するようになった場合も年金額に加算があります。

◆国民年金加入前に障がい者になった人は

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障がい者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

※ 病状では障害年金に該当するものの保険料の未納があるため納付要件で該当しないことがありますので納付もしくは免除を忘れずにしましょう。

※ 障害年金の1、2級と身体障害者手帳の級は同じではないので注意してください。

(例) 心臓ペースメーカーの装着または人工弁を置換した場合
ー身体障害者手帳は1級ですが障害基礎年金では3級となります。

ご不明な点は、役場町民生活課 年金担当 (☎42-2275内線252) へお問い合わせください

町立松前病院 5月の応援診療

内科(循環器)〔市立函館病院〕

24日(土)午前 松村医師
【予約制】

整形外科〔函館中央病院〕

12日(月)午前 内田医師
19日(月)午前 岩田医師

外科(乳腺)〔市立函館病院〕

8日(木)午前・午後 鈴木医師

眼科〔札幌医科大学〕

7日(水)午前・午後 菅原医師
14日(水)午前・午後 平田医師
21日(水)午前・午後 川田医師
28日(水)午前・午後 橋本医師

耳鼻咽喉科〔札幌医科大学〕

9日(金)午前・午後 黒瀬医師
23日(金)午後 白崎医師
24日(土)午前 白崎医師

※担当医師は変更になることもありますので、1ヵ月承ください。